

新企業年金保険（保険料に係る特別な取扱いに関する特則を適用する場合）の保険事務費

1. 責任準備金比例の保険事務費

資産種類ごとの経過責任準備金額を基準として計算します。

(単位：%)

経過責任準備金額	保険事務費率		
	一般勘定	特別勘定特約	
		総合口	円貨建 公社債口
1,000万円以下の部分	0.700	0.785	0.590
1,000万円超 5,000万円以下の部分	0.550	0.635	0.475
5,000万円超 5億円以下の部分	0.350	0.485	0.365
5億円超 10億円以下の部分		0.440	0.330
10億円超 20億円以下の部分	0.200	0.400	0.290
20億円超 30億円以下の部分		0.370	0.260
30億円超 50億円以下の部分		0.350	0.240
50億円超 100億円以下の部分	0.180	0.315	0.225
100億円超 200億円以下の部分		0.290	0.205
200億円超 300億円以下の部分	0.160	0.270	0.190
300億円超 500億円以下の部分		0.240	
500億円超 の部分	0.150	0.220	0.170

経過責任準備金額	保険事務費率			
	特別勘定特約			
	円貨建株式口	外貨建 公社債口	外貨建 株式口	短期 資金口
A	B	C		
1,000万円以下の部分	0.930	0.980	1.070	
1,000万円超 5,000万円以下の部分	0.750	0.795	0.865	
5,000万円超 5億円以下の部分	0.570	0.605	0.660	
5億円超 10億円以下の部分	0.520	0.550	0.600	
10億円超 20億円以下の部分	0.440	0.470	0.500	
20億円超 30億円以下の部分	0.400	0.430	0.455	
30億円超 50億円以下の部分	0.365	0.385	0.420	
50億円超 100億円以下の部分	0.325	0.335	0.355	
100億円超 200億円以下の部分	0.300	0.300	0.320	
200億円超 300億円以下の部分	0.280	0.280	0.295	
300億円超 500億円以下の部分	0.250	0.250	0.260	
500億円超 の部分				0.050

◎留意事項

- 上記の保険事務費率は1年当たりの保険事務費率です。
- 一般勘定部分については、当社分の経過責任準備金額（毎月始元本残高の年度平均値）を基準として計算します。
- 特別勘定部分については、当社分の各特別勘定（口）ごとの経過責任準備金額（毎月始時価残高の年度平均値）を基準として計算します。円貨建株式口A、円貨建株式口Bおよび円貨建株式口Cについては、経過責任準備金額を合算して計算します。

2. 保険事務費全般についての留意事項

- 制度管理業務の引受けを行う場合は、「制度管理業務に関する保険事務費」と「責任準備金比例の保険事務費」の合計額を、原則として保険年度末に年金資産から徴収します。
- 上記の保険事務費には、消費税相当額は含まれておりません。別途、年金資産から徴収します。（消費税法施行規則第3条第5号に該当する場合）
- 上記の保険事務費のほか、特別勘定の資産運用の過程で、株式の売買委託手数料などの諸費用を資産運用の一部として間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。